平成２５年（ワ）第３８号等

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原　告　　中島　孝　　外

被　告　　国　　外１名

準備書面（４６）

（本案前の答弁に対する原告らの反論の補充）

２０１７（平成２９）年１月１７日

福島地方裁判所　第１民事部　御中

原告ら訴訟代理人

弁護士　　安　田　純　治　外

本件請求の適法性について、被告国及び被告東京電力から、複数の本案前の答弁が提出され、また、裁判所からの原告らに対する釈明をも踏まえ、以下、必要な範囲で原告らの主張を明らかにするものである。

内容

１　訴状「請求の趣旨」第１項の請求の特定性について 2

２　本件原状回復請求が実現不可能であるから不適法であるとの主張について 4

３　被告国に対する本件原状回復請求の適法性 5

４　請求の趣旨第３項のいわゆる将来請求の適法性 5

１　訴状「請求の趣旨」第１項の請求の特定性について

（１）被告東京電力の請求の特定を欠くとの本案前の答弁

訴状「請求の趣旨」第１項の請求（以下、単に「本件原状回復請求」という。）については、被告らより、その請求について特定を欠けるとの主張がなされている（被告東京電力・準備書面（５）５～４９頁等）。

その主張の要旨は、

①　本件原状回復請求の対象となる場所の特定がなされていないこと（同書面７～１２頁）

②　原告らが求める状態を達成するための具体的方法が特定されていないこと（同書面１２～３０頁）

③　空間線量率の測定方法が特定に欠けること（同書面３０～３８頁）

④　本件原状回復請求を実現するために同意を得るべき相手方及びその同意の内容が特定されていないこと（同書面３８～４０頁）

という点にある。

（２）原状回復請求の場所の特定に欠けることはないこと

ア　「原告の居住地」として特定されていること

本件原状回復請求の対象となる場所の特定については、そもそも、請求の趣旨第１項は、その対象地点を「別紙原告目録の『平成２３年３月１１日における居住地』欄記載の居住地」として特定している。

そして、騒音、大気汚染等の環境について一定の条件の実現を求める差止訴訟においては、その請求の対象となる場所の特定については、大気汚染に関して①尼崎大気汚染公害訴訟第一審判決、及び②名古屋南部大気汚染公害訴訟第一審判決が、いずれも「原告らの居住地」又は「原告らの肩書地」という特定方法において認容判決を下している。

また、騒音ないし振動に関する①国道４３号線訴訟、及び②横田基地騒音訴訟（第１次・第２次）においても、いずれも「原告ら居住地」を請求の対象として特定す

ることによって、請求の適法性は認められているところである（原告ら準備書面（７）第３の４・１７～２０頁参照）。

以上より、本件原状回復請求は、その対象となる場所の特定に欠けることはない。

イ　登記簿謄本によるさらなる特定

なお、以上のとおり、原告らとしては本件原状回復請求についての、対象土地の特定に欠けることはないと思料するところであるが、念のため、原告らの各居住地にそれぞれ対応する土地の登記簿謄本を、別途、書証として提出して、特定性をより高める所存である。

（３）請求内容を実現する方法の特定について

ア　実現方法の特定を欠けるとの被告東京電力の主張

被告東京電力は、本件原状回復請求が求めている状態を実現するための具体的な方法が特定されていないと主張する。

イ　請求の内容は十分に特定されていること

しかし、原状回復請求が求める状態は、「空間線量率を１時間あたり０．０４マイクロシーベルト以下とする」と明確に特定しているところであり、請求の内容自体は、十分明確に特定されているところである。

ウ　判例によっても請求内容を実現する方法については特定を求められないこと

被告東京電力の主張は、いわゆる抽象的な差止請求について、請求内容自体（実現すべき結果）だけでなく、その実現方法まで具体的に特定することが必要とされるとする見解を前提とするものである。

しかし、特に公害・環境問題をめぐって違法な権利侵害状態の差止や、違法な権利侵害状態の存在を前提にその違法状態の除去等のための一定の作為を求める訴訟においては、被害者側において、実現すべき状態（請求内容）をもたらす具体的な方法まで特定する必要はないのであり、請求内容の実現のための方法を特定しない請求も民事訴訟としては適法とされるべきである。

この点は、国道４３号線訴訟控訴審判決及び同上告審判決、さらには横田基地訴

訟（第１次・第２次）上告審判決において、最高裁判所の判断が示されているところであり、被告東京電力の主張は、その前提において誤っているものである。

なお、被告東京電力は、本件原状回復請求について、その請求内容について、①実現する具体的な方法と並んで、②空間線量率の測定方法の特定に欠けること、③同意を求める相手方と同意の内容が特定を欠くとも主張している。しかし、これらの事項は、いずれも、広い意味での請求内容を実現するための方法の一部をなすものであり、前同様の理由で原告らにおいて、具体的に特定をする必要のないものである（以上について、原告準備書面（７）１２～１６頁参照）。

２　本件原状回復請求が実現不可能であるから不適法であるとの主張について

（１）被告東京電力の主張

被告東京電力は、そもそも、本件原状回復請求が実現不可能であるから不適法であると主張する。

（２）原告らの反論

この点については、既に原告ら準備書面（７）の１６頁以下において、既に「除染ガイドライン」において除染方法が具体的に示されていること、また、いわゆる汚染対処特別措置法においても年間１ミリシーベルトが目標とされ現に除染が実施されてきていることなどを挙げて、反論しているところである。

そもそも、被告東京電力は、自らの重大な過失により原告ら居住地を放射線物資によって汚染したにもかかわらず、除染に要する費用が莫大な金額に及ぶとして、「原告らの求める請求が法的、技術的に実現可能であったとしても、社会通念上金銭的に実現出来ない以上、強制執行は不可能というべきである」として本件原状回復請求は不適法であるとする（準備書面（５）５０頁）。しかし、被告東京電力は、いまだ破産決定を受けていないのであるから、その資金の乏しいことを理由として債務を免れるかのような主張は失当であるだけでなく、企業としての責任感の欠如を示すものというしかない。

３　被告国に対する本件原状回復請求の適法性

被告国は、本件原状回復請求は、被告国に対して行政権の発動・行使を求めるものであるから民事上の請求としては許されず、不適法であると主張する（第４準備書面１～７頁）。

この点については、原告らとしては、既に準備書面（２）１～４頁で反論を行っているところであり、被告国の主張に理由のないことは明らかである。

４　請求の趣旨第３項のいわゆる将来請求の適法性

被告国は、請求の趣旨第３項は、将来において発生する給付を求める請求であるとして、不適法であると主張する（第４準備書面９～１２頁）。

この点については、原告らとしては、既に準備書面（２）４～７頁で反論を行っているところであり、被告国の主張に理由のないことは明らかである。

以上